



転出・転入手続きはお早めに

■問合せ…市民課 (☎025-520-5685)

進学や就職などで引っ越しする人（住所を異動する人）は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きが必要です。忘れずに住所を届け出てください。



3月から4月は、引っ越しなどの手続きで窓口が大変混み合います。手続きは待ち時間を除き平均30分程度かかりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

なお、月曜日の午前は窓口が非常に混み合いやすいので、混雑カレンダーを参照してください。また、マイナンバーカードにより、手続きがより便利になりました。ぜひご利用ください。



●窓口に行かずにできる手続きをご活用ください

手続き	方法	マイナンバーカード (各自で手続き)	郵送で申請等 (市民課へ問合せ)
①転出届※		○ (マイナポータルを通じてオンラインで届出可能)	○
②戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑 登録証明書、所得・課税証明書		○ (コンビニエンスストアなどで取得可能)	○
③除籍謄抄本など		○ (電子申請で取得可能)	○

※転入先市区町村の窓口で、転入届などの手続きが別途必要です。また、国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、窓口で資格喪失手続きが別途必要です。

●窓口に来庁される場合の手続き

転 出	転 入
-----	-----

●**受付時間** 月～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分
※ただし、3月29日㊤と4月5日㊤は、臨時窓口を開設します（詳しくは7ページ）。

●**手続き場所** 市民課、各総合事務所、南・北出張所

●**持ち物**

本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど）

※マイナンバーカードを持っている人は必ず持参してください。



●**手続きする時期**

異動予定日のおおむね2週間前から異動予定日まで

●**転出の手続き**

- ・転出時は、住民異動届が必要です。
- ・届け出により転出証明書を発行します。

●**手続きする時期**

新しい住所地に住んでから2週間以内
※新しい住所地に住む前は手続きできません。

●**転入の手続き**

必ず窓口へお越しいただき、手続きをしてください。

●**ガス水道の使用開始・中止の申し込み**

引っ越しの日が決まり次第、ガス水道局ホームページの「開閉栓受付システム」から早めに申し込んでください。事前申し込みした場合は、日曜日や祝日も作業を行います。「開閉栓受付システム」をご利用いただけない場合は、ガス水道局料金センター（☎025-522-7030）にご連絡ください。



窓口での手続きについてのお知らせ

● 窓口開設時間の見直し

3月から11月まで実施していた、市民課および南・北出張所窓口の午後6時までの延長は行いません。

窓口開設時間：午前8時30分～午後5時15分

● 3月29日㊤、4月5日㊤の午前中は手続きできます

開設時間 午前8時30分～正午 ※開庁は午前中のみです。お早めにお越しください。

開設場所 市役所木田第一庁舎 ※各総合事務所および南・北出張所の窓口開設は行いません。

場所	手続きができる届け出など	開設窓口	問合せ
1階	・住民異動届出（転出、転入、転居など） ※他市町村への照会が必要な場合や、転出証明書を持参しない特例転入は手続きができない場合があります。	市民課	☎025-520-5685
	・戸籍謄抄本（除籍、原戸籍を含む）、住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付、印鑑登録 ※戸籍謄本、住民票の写しは広域交付を除く。		☎025-520-5686
	・戸籍に関する届け出（出生、死亡、婚姻など）		☎025-520-5826
	・マイナンバーカード、電子証明書に関すること		☎025-520-5687
	・一般旅券（パスポート）の交付（受け取り） ※申請はできません。受け取りの際は、事前に手数料の収入印紙と金融機関にて支払済の納付済証またはキャッシュレス決済手段をご準備ください。	パスポートセンター（市民課内）	☎025-520-5687
	・国民健康保険の資格取得・喪失に関する届け出	国保年金課	☎025-520-5714
	・国民年金の加入に関する届け出		☎025-520-5716
・後期高齢者医療制度の資格取得・喪失に関する届け出 ※資格確認書の発行はできません。	☎025-520-5717		
2階	・児童福祉に関する各種申請、相談 ※申請、相談の内容により即時対応ができない場合があります。	こども家庭センター	☎025-520-5726

● 3月から「時間外交付サービス」の内容が変わります

交付場所	木田第一庁舎、3区総合事務所（浦川原区、柿崎区、板倉区） 雁木通りプラザ、レインボーセンター（ただし、当該施設の休館日は実施しない）
時間	平日：午後5時15分～10時、休日：午前8時30分～午後10時
発行可能な証明書等	・住民票の写し（除票を含む）・住民票記載事項証明・戸籍謄抄本 ・除籍謄抄本・戸籍の附票・身分証明書 ・独身証明書 ※戸籍謄本、住民票の写しは広域交付を除く
申請方法	電子申請（マイナンバーカード及び6桁以上の暗証番号必要）
手数料の納付	キャッシュレス決済（電子申請時に納付）
交付までの日数	手数料の納付確認後、当日または翌日以降 （ただし、さかのぼり戸籍の場合は5開庁日以内）